

2018 年中国ビジネスと税務ガイド (5)

November 2018



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2018 年 1 月時点で、世界 86 ヶ国に業務を展開し、20,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

IMF の統計によれば、中国の GDP は 2017 年時点で世界第 2 位であり、日本の GDP の 3 倍弱となっています。今回は、2018 年中国ビジネスと税務ガイドの第 5 回目（最終回）として、個人所得税、租税条約、香港を経由した投資について解説を行います。

11. 個人所得税

2018年8月31日、全国人民代表大会の常務委員会において、個人所得税法の改正が正式に承認され、2019年1月1日より全面施行される予定です。（適用税率と基礎控除額の変更については2018年10月1日から先行して適用されます。）また、個人所得税法実施条例の改正内容については、現在、パブリックコメントが求められており、最終的な決定ではなく、今後も修正がなされる可能性があります。

(1) 概要

個人所得税は、個人が取得した所得に対して課税されます。

- ・中国に居住する個人は、中国国内／国外の源泉所得に対して課税
- ・非居住者に対する個人所得税の取り扱いは、中国での滞在期間および所得の源泉地により決定

また、非居住者は、その居住国、地域と中国の間で租税条約が締結されている場合、個人所得税の免税措置が適用出来る可能性があります。

従来の居住者概念とは、「中国国内にて住所を有する、または、中国国内に満1年居住した個人」とされていましたが、2019年1月1日以降、新個人所得税法の下では、居住者とは、中国に住所を有する、または、住所を要さないが一納税年度に中国国内に満183日居住する個人というものにされました。

尚、現行の個人所得税法実施条例において外国籍人員に認められている満5年以下の場合の国外所得に関わる免税について、今回の改正によってどのような影響を受けるかは現時点では不透明です。

中国の個人所得税法によると、新旧課税所得は以下の通りに分けられます。

旧個人所得税法		改正(2018年10月1日以降)	
分類	税率	分類	税率
給与賃金所得	3%-45% 7階層の累進課税	総合所得	・ 3%-45% 7階層の累進課税 ・ より低税率層への調整 (例: 3%, 10%, 20% 及び 25%) ・ 高税率層は変更なし (例: 30%, 35% 及び 45%)
労務報酬所得	20%-40% 3階層の累進課税		
原稿料所得	20%		
使用料所得	20%		
個人経営商工業者の生産経営所得	5%-35% 5階層の累進課税	経営所得	・ 5%-35% 5階層の累進課税 ・ 35%の税率適用の最低所得が RMB500,000 に上昇する。
企業・事業組織からの請負経営、リース借受経営所得	5%-35% 5階層の累進課税	削除された分類は状況に応じて総合所得或いは経営所得に合算される。	
利息、配当、ボーナス所得	20%		
財産賃貸所得	20%	変更なし	
財産譲渡所得	20%		
一時所得	20%		
その他所得	20%	削除	

賃金・給与所得については、一般的に一定の非課税項目を除いた所得について課税されます。また、課税される賃金・給与所得には、全ての賃金、給与、賞与、年次賞与、インセンティブ、手当、補助金、給付金が含まれ、3～45%の範囲で累進課税が適用されます。

2018年10月1日以降、総合所得の適用税率は以下の通りとなります。

総合所得適用税率		
	年次 (月次) 課税所得	税率
1	0 - 36,000 (0 - 3,000)	3%
2	36,000 - 144,000 (3,000 - 12,000)	10%
3	144,000 - 300,000 (12,000 - 25,000)	20%
4	300,000 - 420,000 (25,000 - 35,000)	25%
5	420,000 - 660,000 (35,000 - 55,000)	30%
6	660,000 - 960,000 (55,000 - 80,000)	35%
7	> 960,000 (> 80,000)	45%

外国籍人員の雇用者は、個人所得税申告において、毎月、課税対象となっている賃金・給与所得について申告する必要があります。外国籍人員は給与から個人所得を控除し、税務署に個人所得税を納付する義務があります。中国の個人所得税法では、中国で働く外国人に対して、雇用に係わり経費精算方式で支給される福利厚生は、非課税所得となっています。尚、このような非課税所得には、具体的に以下のようなものがあります。

- ・家賃などの住宅費用
- ・一時帰国費用（年間2回）
- ・赴任・帰任時の転居費用
- ・語学訓練費用
- ・中国における子女教育費用
- ・食事やクリーニングに掛かる費用

これらの費用は一般的に妥当とされる水準の金額でなければならず、さらに外国籍人員はこれらの費用について、法的請求書（発票）を提出する必要があります。

尚、新個人所得税法においては、特別付加控除として子女教育費、家賃等について規定されており、これらとの平衡の観点から、外国籍人員に対する優遇税制前提についても調整がなされる可能性が予想されます。

加えて、外国籍人員は、旧個人所得税法の下では毎月4,800元の所得基礎控除が認められていましたが、改正に伴い2018年10月1日以降、中国籍人員とともに同額の毎月5,000元へと引き上げられました。

(2) 外国税額控除

個人所得税法およびその細則によると、二重課税を避けることを目的に、国外所得税の納税者に対して、中国における課税対象の国外所得部分の外国税額控除を認めています。なお、その控除は国外所得にかかる個人所得税の支払額を超えることはできません。しかしながら、適用しきれなかった外国税額控除については、5年間の繰越控除が認められており、当該相手国を源泉とする将来の所得から控除することが可能です。

(3) 個人所得税の申告

従来、実施条例において以下のいずれかの条件を有する者については、納税年度（暦年）終了後3か月以内に税務局において年度申告を行うものとされています。

1. 年所得 12 万元以上の所得を得ている者
2. 中国国内 2 箇所以上において給料賃金所得を得ている者
3. 中国国外より所得を得ている者
4. 源泉徴収義務者のない課税所得を得ている者
5. その他国務院の規定する者

今回の改正において、以下のような場合には自己申告が必要とされています。

1. 総合所得を取得し確定申告納付（汇算清缴）を要する
2. 源泉徴収義務者のない課税所得を得ている
3. 源泉徴収義務者が源泉控除を行っていない
4. 国外源泉所得を取得している
5. 国外への移民により中国国籍を抹消する
6. 非居住者で中国国内 2 箇所以上において給料賃金所得を得ている
7. その他国務院の規定する情況

ここでは、年度申告にかかわる修正ではないものの、年度申告との関連も強いものといえ、年度申告においても基本的に同様の修正が図られるものと予想されます。

新個人所得税法の下では、総合所得について源泉徴収義務者がいる場合には、源泉徴収義務者は月又は都度毎に仮源泉徴収納税(预扣预缴税款)を行うものとされ、居住者は年度終了後に追加納税または還付税額が有る場合には、年度終了後翌年の 3 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に確定申告納付(汇算清缴)を行うものとされています。

12. 租税条約

投資や貿易に関して、より発展的な経済的統合を図るため、中国は他国と租税条約を締結しています。これらの租税条約は、中国および本国からの二重課税を避けることによって、外国企業と個人に対して、中国での投資・労働を促進するためのものです。

現在、中国は 90 以上の国や地域と租税条約を締結しており、代表的な締結先は以下の通りです。

- ・オーストラリア
- ・カナダ
- ・フランス
- ・ドイツ
- ・イタリア
- ・日本
- ・ニュージーランド
- ・オランダ
- ・シンガポール
- ・英国
- ・米国

中国は、特別行政区である香港およびマカオとも租税協定を締結しています。

13. 香港を経由した投資

多くの海外投資家は、香港の持ち株会社を通して、中国における投資を開始する傾向があります。それは、香港が物理的に中国本土に近いという理由だけではなく、香港が中国本土と租税協定を締結していることもその理由に挙げられます。具体的には、租税協定に基づき、香港の持ち株会社における配当金の受領に対して源泉徴収の税率



を10%から5%（特定の条件を満たす必要あり）に軽減でき、その上、中国本土の子会社から支払われる配当は、香港において源泉徴収の対象とされません。さらに、香港法人から支払われる配当についても、源泉徴収の対象とならない場合もあります。その結果、本国の投資家への利益送金において、香港法人は中国本土のように高い税率の源泉徴収を課せられることはありません。この優遇措置は、中国が他国と締結した租税条約などで見られる優遇に比べて、より有利なものとなっています。そして、香港の持ち株会社を通した中国本土企業への貸し出しにおいても、これと同様の優遇を享受することができます。

このように香港は税率が低く、また、外貨管理ありません。加えて、香港は友好的なビジネス環境を有している国際金融センターでもあり、中国投資への玄関口として理想的な場所であるといえます。

注）本連載は、2018年1月1日時点の情報を基に作成されています。尚、11. 個人所得税については2018年10月1日時点の情報を基に作成されています。



CONTACT

Mazars

Japan Desk

吉野 健太 Yoshino Kenta
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa
パートナー Partner
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn